

令和7年度高知県地域猫不妊去勢手術推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県地域猫不妊去勢手術推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「高知県動物の愛護及び管理に関する条例」（平成7年高知県条例第4号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、県に引取りされる猫を減少させ、公衆衛生を向上し、動物愛護及び管理についての理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくことを目的として市町村が行う地域猫活動を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定める。

(1) 飼い主のいない猫

高知県内（高知市を除く）に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。

(2) 不妊去勢手術

雌猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、雄猫に対する睾丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部へのV字カットを実施することをいう。

(3) 地域猫活動団体

高知県内（高知市を除く）の町内会、地区会等の地域自治組織又はそれらの連合、集落活動センター、あるいは地域猫活動が行われる地域内居住者を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、市町村が観光地等の居住区域外での活動を認められる場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。

(4) 地域猫活動

地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市町村とする。ただし、申請時点において飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術への助成を含む地域猫活動補助制度（以下「市町村補助制度」という。）を有することを条件とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が有する市町村補助制度に基づき、地域猫活動団体を支援するために行う、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術に要する経費への助成事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業における飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費とする。

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、雌猫1頭につき6,000円、雄猫1頭につき4,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 地域猫活動計画書（別記第3号様式）
- (3) 市町村補助制度を示す要綱、規約等の写し
- (4) 歳入歳出予算（見込）抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付るべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第4号様式により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第5号様式による補助金変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更、もしくは補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の20パーセント以内の減額変更をしようとする場合をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書及び関係書類を整理し、かつ、調書及び関係書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (4) 補助事業と対象経費とを重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいづれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 知事は、次の各号のいづれかに該当すると認めたときは、第9条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反した場合

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいづれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域猫活動計画実施状況報告書（別記第7号様式）
- (2) 歳入歳出予算（見込）抄本
- (3) 事業実施を確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の交付額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により提出された実績報告を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金額を確定し、別記第8号様式による確定通知書により補助事業者に通知する。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助金の精算払)

第14条 知事は第12条の規定による実績報告により、交付決定した額の範囲内で精算払する。

(報告及び調査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。補助事業者は、知事の求めに応じなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(個人情報の保護)

第18条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。また、補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。